

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	令和元年度第2回みよし市国民健康保険運営協議会		
開催日時	令和元年12月20日(金)午後1時30分～午後2時15分		
開催場所	みよし市役所2階 202会議室		
出席者	(会長) 鈴木 淳 (会長職務代理) 島 典弘 (委員) 酒井 直美 加藤 貴利 永田 志麻 石井 大 芳賀 真 大澤 和貴 奥村 昌代 久野 和美 鈴木 亜希恵 高根 美代 (事務局) 太田福祉部長 岡田福祉部次長 浅井保険年金課長 岡田保険年金課副主幹 倉地保険年金課主査		
次回開催予定日	令和2年1月27日(予定)		
問合せ先	保険年金課国保担当 岡田 電話番号 0561-32-8011 ファクシミリ番号 0561-34-3388 メールアドレス <a href="mailto:hokennenkin@city.aichi-miyoshi.lg.jp">hokennenkin@city.aichi-miyoshi.lg.jp</a>		
下欄に掲載するもの	議事録全文 議事録要約	要約した理由	
審議経過	1 令和2年度みよし市国民健康保険税の税率について		

<会議録>

保険年金課長

時間もまいりましたので、ただいまから「令和元年度第2回みよし市国民健康保険運営協議会」を開催します。

それでは、礼の交換をさせていただきます。一同ご起立をお願いします。「一同、礼」ご着席ください。

申し遅れましたが、本日の進行を務めさせていただきます保険年金課長の浅井です。よろしく申し上げます。本日の会議は約1時間程度を予定しております。

なお、本運営協議会につきましては会議公開となりますので、ご了承をお願いします。

それでは、まず、資料の確認をさせていただきます。資料は事前に送付させていただいておりますが、A4サイズの次第とA4サイズで右上に「資料」と書かれたもの。A3サイズで右上に「参考資料」と書かれたもの。また、本日机の上に「みよし市国民健康保険運営協議会委員名簿」をお配りしています。資料の不足等ございましたら、事務局までお知らせください。

それでは、次第に従いまして、進めさせていただきます。

はじめに、次第1 委嘱状の交付であります。野崎会長が任期満了により民生児童委員を11月30日で退任されたため、その後任として12月1日より加藤貴利様に国民健康保険運営協議会委員を務めていただくこととなりましたので、委嘱状を交付させていただきます。なお、本来であれば、市長より交付させていただくところではありますが、本日は市長代理として福祉部長から交付させていただきます。

(部長から委嘱状の交付)

続きまして、次第2の会長の選出に移りたいと思います。

みよし市国民健康保険運営協議会委員名簿をご覧ください。

野崎会長が退任されましたので、「国民健康保険法施行令」第5条第1項に規定されている「協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。」という条項に基づき、委員名簿の中の公益代表4名の方の中から、会長を選出していただくようお願いします。

選出にあたり、ご意見等ございませんでしょうか。

島会長職務代理

行政経験が豊富で、国民健康保険制度についてもご存知だと伺っていますので、鈴木淳委員を推薦します。

保険年金課長

ただ今、島会長職務代理より、鈴木委員の推薦をいただきました。皆様いかがでしょうか。ご賛同いただける方は拍手をお願いします。

(全員拍手)

それでは鈴木委員に会長をお願いします。鈴木会長におかれましては、お席のご移動をお願いします。

(鈴木会長 席移動)

ここで鈴木会長より、ごあいさつをいただきたいと思います。

鈴木会長

紹介に預かりました鈴木でございます。行政経験が豊富と推薦していただきましたが、この3月まで副市長をしておりました。介

	<p>護保険制度の立ち上げから携わっており、国保も関わりがありました。今回の平成30年の県単位化についてなかなか大きいハードルだなということの前々から聞いておりました。また標準保険税率についてですが、みよし市においての税率が示され、県内でも高水準のところにあるという話も聞いております。これは近隣で急性期の病院が多くある。それからクリニックの数もあるということで医療関係の供給も手厚くあるということで市民の方も多くご利用になるということです。医療が進展するなかで国民健康保険を維持していくのは大変なことだと思いますが、被保険者は、それぞれの市町村での保険税率で納めていくなかで、今までは行政の立場でしたが、これからは中立の立場で皆さんの意見を聞きながら、税率についてはステップを踏んでゆっくり進んで行きたいと思っています。また皆さんのご意見をいただきながら進めたいと思いますのでよろしくお願い致します。</p>
<p>保険年金課長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第3条第1項の規定により会長が議長を務めることとなりますので、鈴木会長よろしく申し上げます。</p>
<p>鈴木会長</p>	<p>それでは、規定により議長を務めさせていただきます。よろしくおねがいします。</p> <p>議事に入る前に、本協議会が成立している旨のご報告をいたします。</p> <p>本日の出席者は12名であり、「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第6条に定める定足数に達しており、本委員会は成立しています。</p> <p>はじめに、本日の議事録署名者の指名をいたしたいと存じます。久野委員と高根委員を議事録署名者に指名しますので申し上げます。なお、議事録は要点記載とし、書記を保険年金課の倉地主査にお願いいたします。それでは議事に入ります。</p> <p>次第4協議事項の「令和2年度みよし市国民健康保険税の税率について」、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、A4の資料をご覧ください。4協議事項の令和2年度みよし市国民健康保険税の税率について、ご説明いたします。</p> <p>前回、市長より当協議会に対し、「令和2年度みよし市国民健康保険税のあり方について」の諮問を受けました。今回は、令和2年度の本市における国保税率の見直しの具体的な方向性についてご審議いただきたいと考えております。</p> <p>資料の1ページをお願いします。ここに、「本市の国民健康保険の現状」を説明しています。</p> <p>まず、「国民健康保険税と保険給付費」の推移です。内容につきまして、概要を申し上げますと、近年、他保険への加入による国保被保険者数の減少とともに、被保険者からいただく国保税の額も減少傾向であります。その一方で1人あたりの医療費は医療の高度化や高額化、また、国民健康保険被保険者の高齢化により増加傾向にあります。</p> <p>これを数字で説明していますので、A3の参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>1被保険者数の推移について、年々減少しています。平成29年度から30年度は1年間で、477人減少しており、ここ数年は、毎年4%程度の被保険者数の減少が続いています。この被保険者数の減少理</p>

由は、雇用状況の改善や社会保険適用対象者が拡大されたことによる、国保から全国健康保険協会けんぽや組合管掌健康保険などに移行したこと、75歳になり後期高齢者医療制度に移行したことなどによるものです。

2 保険税額の推移については、全体調定額については、令和元年度は平成30年度に比べ増えています。令和元年度は、年度途中の数字であり、今後も被保険者の減少により、毎月減少が見込まれますので、最終的には、平成30年度と同程度の額になると思われます。なお、税率改正等により1人当たりの調定額は、平成30年度、令和元年度ともに上がっています。

3 保険給付費の推移について平成29年度と比較すると、全体額は、被保険者数の減により減少しています。また、1人当たりについても、減少していますが、表には記載していませんが、平成30年度と令和元年度の半期で比較すると一人当たりの給付額は約1万円伸びています。

A 4の資料にお戻りください。

次に、2番目の国民健康保険の県単位化と標準保険税率についてです。

平成30年度からは、県が県内市町村の国保財政を一括管理する国民健康保険の県単位化が始まりました。県単位化に伴い、まず県は、市町村の被保険者数、医療費水準、所得水準等を元に市町村が支払う国保事業費納付金額を市町村ごとに決定します。次に市町村は国民健康保険税を主な財源として、県に国保事業費納付金を支払い、その後、県は、市町村が必要な給付費をそれぞれの市町村に支払うことになりました。また、県は、市町村が国保事業を運営するために必要な税を確保するための、標準保険税率を毎年市町村ごとに示し、それを参考にして市町村は税率を定めることとなりました。今年、11月に、県が仮算定として示した標準保険税率は昨年度同様に現在の本市の税率よりも高いものとなっています。

こちらのつきましても、A 3参考資料の1ページをご覧ください。右側の4 標準保険税率（仮算定・本算定）とみよし市の税率比較です。昨年度は、一番左の列の2段目の②の平成31年度標準保険税率を基にして、6年かけて標準保険税率に近づける形で④の平成31年度税率を設定しました。

⑥が今年11月に示された、令和2年度の標準保険税率となります。⑦の一番右列、計の欄のそれぞれ2.32 5,193円 310円が標準保険税率と今年度税率との差となります。

A 4資料にお戻りください。次に、3番目の愛知県国民健康保険運営方針についてです。

平成30年度に愛知県は、県単位化を実施する際に、県の運営方針を策定しました。その中で、市町村の法定外繰入れをしている赤字解消について、目標年次を踏まえ計画的に保険税率を適切な水準に近づけていくことにより、赤字の計画的・段階的な解消に努めるものとする。なお、被保険者の保険税負担が短期間で著しく増加しないように配慮し、関係者の納得と理解が得られる範囲で現実的な赤字の解消・削減をすすめていくものとしています。

では、資料2ページをご覧ください。一般会計からの法定外繰入についてです。

先ほども法定外繰入について触れましたが、国民健康保険事業は、法律に基づき国民健康保険税、県の交付金、市の一般会計からの法定繰入をして運営しますが、それだけで不足する場合に、市の一般会計からの法定外繰入金で補てんします。

先程述べたように県の運営方針では、これについて、解消・削減

するようにしています。こちらについても、A 3の参考資料の1ページをご覧ください。

5 一般会計繰入金についてです。左から基金の繰入れ、基金とは国民健康保険特別会計の預貯金のようなものです。

次に一般会計法定繰入れ、国保を運営するのに認められている繰入です。

次に一般会計法定外繰入れ、本来は認められていないが、財源の不足分を解消するために必要に応じて繰入れているものです。法定外繰入は前年度の繰越金いわゆる決算余剰金により、大きく影響します。平成30年度決算の法定外繰入金で約1億200万円、令和元年予算で法定外として1億7,100万円としています。県が法定外繰入れの削減について述べているのは、右の内財源補てん分で、これは国保会計が赤字決算にならないよう補填する繰入金です、平成30年度の決算が約4,400万円、令和元年度予算が約1億1,700万円となっています。A 4資料にお戻りください。

次に、保険税率の改正状況についてです。

最近の国民健康保険税率の改正状況については、平成29年度に所得割、均等割、資産割、平等割の4方式であったものを、資産割を無くした3方式に改正しました。

平成30年度の改正では、県単位化により県から標準税率が示され、法定外繰入の削減をするために、それに近づける必要がありましたが、一度に近づけると、被保険者に急激な負担増となるため、7年間かけて標準税率に近付ける形での税率改正としました。

平成31年度についても平成30年度に続いて6年間で標準税率に近づくよう改正をおこなっております。

これらのことから、保険税率見直しの留意点としまして、昨年度同様に国保税率の見直しにあたっては、被保険者の急激な負担増とならないように十分配慮するとともに、計画的に一般会計からの法定外繰入の削減を進めていく必要があります。

それでは、A 3参考資料の2ページをお願いします。2前回の当協議会答申の附帯意見です。

6つの付帯意見の中の1、2が今回の税率を設定する上での項目となります。

1が、標準税率を考慮すること。

2が、被保険者の急激な負担にならないように、計画的に一般会計からの法定外繰入れを削減することが出来るような税率設定をすることです。

これを踏まえながら、今回の見直しについて検討していただくわけですが、ここで大きなポイントとなるのが 次の3基本的な考え方の見直しのポイント3、4となります。

この2つのポイントは、先程から説明しているように、3では、県の運営方針では、短期間で急激な被保険者の負担増にならないよう、計画的に標準税率に近づけていき、法定外繰入れの解消・削減をすすめていくこととしていること。

4では、その運営方針を踏まえ、平成29年度の当協議会の答申で、7年間かけて標準税率に近づけていくこととし、昨年度の答申でも、前答申を踏まえ6年間かけて標準税率に近づけていくこととしたことです。

事務局としましては、右の比較検討の詳細案にあります、3つの案を示させていただきたいと思えます。

案1は、令和2年度は税率改正をせず、据え置きとするもの、案2は、令和2年度の改正で県が示す標準税率と同程度とするもの、案3は、これまでの2回の答申を踏まえ令和2年度から令和6年度

	<p>の5年間で標準税率と同程度とするものです。</p> <p>なお、県から示される標準税率は毎年見直されるため、その税率が大きく変わった場合は、この期間の延長・短縮も検討する必要があると考えます。</p> <p>3ページをご覧ください。4令和2年度 税率改正検討表です。</p> <p>一番上段の表が平成29年度から平成31年度の税率比較です。右の網掛け部分の計でみると、平成30年度と平成31年度では所得割が8.06%から8.48%で0.42%の増、均等割が40,500円から41,200円で700円の増、平等割は計での変更はありません。</p> <p>計の右、モデル世帯での年税額ですが、モデル世帯とは、今年度の平均的世帯を使用しており、所得割の算定基礎となる世帯の賦課所得150万円、被保険者2人世帯で1人は介護分が賦課されない人です。</p> <p>モデル世帯の年税額223,700円から231,000円で7,300円、3.3%の増となっております。</p> <p>1段下の表については、今年11月に示された標準税率で積算した表ですが、先程説明しましたので説明を省略させていただきます。</p> <p>その次の表からは、事務局がお示しする3つの案について試算した表となっております。</p> <p>案1では、令和2年度は、税率改正を行わない場合の表です。被保険者の負担増はありませんが、同表右から2番目の欄の一般会計法定外繰入金が約1億3,200万円となっております。</p> <p>案2は、令和2年度で標準税率に近づけた場合です。</p> <p>モデル世帯では、273,100円で18.2%の増となります。一般会計法定外繰入金が約210万円となり削減は出来ませんが、被保険者の急激な負担増となります。</p> <p>案3は、数年かけて標準税率と同程度にした場合で、平成29年度国民健康保険運営協議会答申に基づき、現行税率と標準税率との差を平成30年度から令和6年度までの7回で均等に近づけていくものです。平成30、31年度に既に改正をしているので、残り5回で標準税率に近付ける形での改正となります。令和2年度の改正で、計の部分ですが、所得割8.93%で0.45%増、均等割42,100円で900円増、平等割は医療分、後期分、介護分での増減はありますが、計での増減はありません。モデル世帯での年税額は239,000円で、8,000円、3.5%の増となります。先程説明しました、一番上の表の5段目平成30年度と31年度の差の計の部分で、所得割0.42%増、均等割700円増、平等割は増減無く、モデル世帯の年税額で7,300円、3.3%の増でしたので、若干上げ幅は上がった形となりますが、ほぼ、昨年度の改正と近い形となっております。</p> <p>5ページには過去の税率見直しの状況を示した表を添付しておりますので、参考にしていただければと思います。以上、説明とさせていただきます。</p> <p>鈴木会長</p> <p>事務局から説明のありました件について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>参考までにお聞きしますが、事務局としては、税率の見直し案については、どの案が適当であると考えていますか。</p> <p>事務局</p> <p>県の運営方針で「被保険者の保険税負担が短期間で著しく増加しないように配慮しながら、計画的に保険税率を適正な水準に近づけ、</p>
--	--

	赤字の解消に努める、』と示していることや、昨年度の答申内容に沿った平成31年度から令和6年度までの5年間で均等に標準税率に近付けていく形としている第3案が適当であると考えております。
鈴木会長	ただ今、事務局からは案3案が適当であるのではないかと説明がありましたが、このことを含め、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。石井委員はどうですか。
石井委員	案3が妥当だと思います。
鈴木会長	永田委員はどうですか。
永田委員	案3が妥当だと思います。
鈴木会長	大澤委員はどうですか。
大澤委員	負担を考えると案3がいいと思います。
鈴木会長	芳賀委員はどうですか。
芳賀委員	3案の数年掛けての標準化がいいと思います。
鈴木会長	酒井委員はどうですか。
酒井委員	私も同じです。
鈴木会長	加藤委員はどうですか。
加藤委員	令和6年度には42,000円の負担増になるということですよ。
事務局	年々増やしていき、令和6年度には42,000円の負担増になるということです。
加藤委員	標準保険税率は変わるので、42,000円の負担増で確定ではないですよ。
事務局	医療費指数や被保険者所得等、色々な要素により標準負担税率は上下する可能性があり、その点はまだ読めないところではあります。42,000円は来年の標準保険税率を元にモデル世帯で算出していますので、今後標準保険税率の動きにより、負担増額も変わります。
加藤委員	皆さんから集めた保険税の足りない部分は市の財政から補填しているのですか。
事務局	はい、一般会計から出しています。
加藤委員	分配させる時の比率はどうなっていますか。
事務局	市が国保連合会等に支払った医療費等の全額について、県が全て負担する形になります。
加藤委員	不足した補填分は市の方から県に払うということですね。

	<p>県の方へ払うということになってくると、県の方が赤字になった補填分を市に対していくら払ってと言ってくるわけですね。</p>
事務局	<p>県が赤字になる訳ではありません。県は、1年間運営出来る様、年間の医療費を推計し、国の補助金や市町村からの納付金により運営します。市は、県に納付金を支払うために、現税率では、不足するので、一般会計から補填をしています。</p>
加藤委員	<p>足りない分、市の負担が増えるということですね。</p>
事務局	<p>通常、国民健康保険は税や補助金、法律で許されている法定の繰入金で運営するのが基本になるのですが、会計上赤字になってしまうので、不足分を一般会計から繰入しています。</p>
加藤委員	<p>今までずっと市の方で負担していたものがなぜ出来なくなるのですか。</p>
福祉部長	<p>法定内繰入というのは法律上市の税金で払っても良い繰入です。法定外繰入につきましては国民健康保険に加入していない市民の税金も使うということで、社会保険に対する二重払いになるじゃないかという声が出ている中で極力法定外繰入を抑えていきたいと思います。</p>
加藤委員	<p>いくら市が潤っていても、他の人の税金を使ってはいけないということですね。</p>
福祉部長	<p>会社にお勤めの方は、国保ではなく会社等の保険に入っているのので、そっちで納めているのにという矛盾があるのでないかという話です。</p>
加藤委員	<p>分かりました。</p>
鈴木会長	<p>では、被保険者としてのご意見を聞きたいと思いますので、奥村さんいかがですか。</p>
奥村委員	<p>案3で順々に上げていくというのが良いと思います。</p>
鈴木会長	<p>ありがとうございます。それでは久野さん。</p>
久野委員	<p>案3でいいと思います。</p>
鈴木会長	<p>鈴木さんは。</p>
鈴木亜希恵委員	<p>案3でいいと思います。</p>
鈴木会長	<p>高根さんは。</p>
高根委員	<p>案3でいいと思います。</p>
鈴木会長	<p>島さんの意見を聞くのを忘れていましたので一言。</p>
島会長職務代理	<p>妥当な案だと思いますので、よろしくお願いします。</p>



鈴木会長	<p>では、皆さん、事務局案の3ということで適正であるということでまとめたいと思いますが、皆さんご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。それでは案3を承認とします。では、事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>次第の5について、説明させていただきます。</p> <p>今回、国保税の見直し案について、ご審議、ご決定いただいた内容をもとに、今後、市長に提出します答申書を作成してまいります。1月中旬に本算定での標準保険税率が示される予定ですので、最終的には、そちらの税率を基準として微調整した答申案にて、第3回目の運営協議会にて協議していただきたいと思います。</p> <p>また、12月12日に出されました令和2年度税制改正大綱では、国保税関連としては、課税限度額や軽減対象世帯の改正が記載されており、次回の運営協議会において、その点にかかる見直しについてご検討いただくことになると思いますので、あらかじめご承知おきいただきたいと思います。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
鈴木会長	<p>標準保険税率が市町村の税率に追いついている市町村はありますか。</p>
事務局	<p>安城市は、標準保険税率と同じにしています。</p>
鈴木会長	<p>一気に上げてしまったということですか。</p>
事務局	<p>平成30年度に合わせました。高浜市は、標準保険税率と同じでは、ありませんが、税額では、ほぼ近いです。</p>
鈴木会長	<p>分かりました。</p>
保険年金課長	<p>ありがとうございました。以上を持ちまして「令和元年度第2回みよし市国民健康保険運営協議会」を終了します。なお次回の会議が今年度最後となりますが1月27日月曜日の1時30分を予定しております。正式なご案内については、来週には通知しますのでよろしく申し上げます。では最後に一同、ご起立をお願いします。「一同、礼」 ありがとうございました。</p>